

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人大下財団 代表理事 大下俊明
【住所又は本店所在地】	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年12月26日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	フマキラー株式会社
証券コード	4998
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
事務上の連絡先及び担当者名	藤岡 晃
電話番号	0829-55-2112

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月20日
訂正箇所	<p>1. 第2 【提出者に関する事項】</p> <p>1 【提出者（大量保有者） / 1】</p> <p>(1) 【提出者の概要】</p> <p>【提出者（大量保有者）】 の訂正</p> <p>2. 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項又は第8条第2項に規程する「取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称」を記載する書面（非縦覧）の記載内容に誤りがあった為、これを訂正します。</p>

## (訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	公益財団法人
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(公益財団法人)
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	